

安曇野市自治基本条例制定市民会議 各委員の意見及び条例に盛り込む内容(案)

項目	意見 (会議及びアンケート)	市民会議としての方向性	備考	
前文	全体	<p>簡潔にわかりやすく 端的に安曇野の歴史、文化をまとめていけばわかりやすくなる。 どの条例の条文にも「～北アルプスの～」とあるがいらぬ 自治基本条例がなぜ必要なのかを入れる 5つの町村が合併した思いを入れる 「北アルプス～」については市民が知っているので簡潔に盛り込む 山の恩恵があつての安曇野であるので、「北アルプス～」は盛り込む 自然は守っていかねばならないので、少しは触れるべき 安曇族については諸説があるので盛り込まないほうがよい 合併については「それぞれの地域の特性を活かしながら」を盛り込む</p>	<p>【安曇野の地理的条件、自然環境】 本市は、雄大な北アルプス山麓に広がる、自然豊かな田園産業都市…</p> <p>【安曇野の歴史・文化（先人たちが築いた歴史・文化）】 先人たちが守り育ててきた歴史、文化、伝統を引き継ぎ… 責任を持って自治に取り組みなければなりません。</p> <p>【町村合併】 本市は、平成17年10月1日、3町2村の合併により誕生し… 各地域の特性を活かしながら…</p> <p>【社会情勢】 少子高齢、人口減少など大きく社会情勢が変動する中… また、地方分権社会の進展に伴い…</p> <p>【目指す方向性】 私たちは、自治の主体であることを自覚するとともに、安曇野に誇りと責任を持って… 互いに住んで良かったと思える地域社会を実現…</p> <p>【条例の制定（結び）】 ここに、自治の基本理念を明らかにし、みんなが主役のまちづくりをめざした… 自治の最高規範として、条例を制定します。</p>	<p>簡潔にする 分かりやすい表現にする</p>
	【最高規範】を入れるか			<p>「最高規範」の文言を入れ込む意義（三鷹市） ・憲法と法律の関係のように、自治基本条例が最高規範であれば、他の条例はこの条例に違反する規定は無効であり、今後制定される条例も自治基本条例と整合をとることになる。逆に他の条例により自治基本条例が簡単に変更するようでは最高規範とは言えない。</p>
	※入れるべき意見	<p>個別条例の代表となる条例である 前文を読んでこの条例の位置付けがわかるためにも必要である 基本となるものが”これ”ということを考えれば前文がよい 最高規範は市としての憲法に等しい。前文に入れ市民に認識してもらうべきである 個々の条例がある中で、5町村が合併して10周年の節目に作る条例であるから前文がよい 各種条例の最上位にあることを周知する必要があるため前文に入れる</p>		
	※入れるべきではない	<p>前文と条文をしっかりと作ればあえて文言を入れなくてもわかる 当然自治基本条例は最高規範であるものなのであえて入れる必要はない</p>		
	※目的（条例の位置付け）に入れるべき	<p>自治基本条例は最高規範なので前文に入れる必要はない 目的の中で最高規範の中身に少し触れればよい</p>		
	※その他	<p>ある程度弾力のある条例でなければ動けなくなる。そのことから最高規範をどうするか。</p>		
【安曇野の特徴を持たせるか】				
※特徴を持たせる	<p>自然、文化にも触れてほしい 全ての市民がわかりやすい文章、言葉で（同種意見あり） 簡潔に（同種意見あり） 5町村合併に至る歴史、現状を含めること。大筋を謳う。 5町村の合併の目的、課題を記述する（歴史） 誇りを持って住民が暮らせるものにしたい</p>	<p>アンケート結果(19人) 【安曇野の特徴】を持たせるか ①持たせる 15人 ②一般的でよい 3人</p>		
※一般的なかたちでよい	<p>精神的な側面を盛り込む 短くてよいと思う</p>			
※その他	<p>分かりやすいということが大事</p>			

総則	目的		<p>この条例は、本市の自治の基本理念及び基本原則… 市民、市議会及び市の執行機関の役割を明らかにする… 市政運営の基本的事項を定めるものとし… 市民主体のまちづくりを協働して推進していくを目的とする。</p>	
	条例の位置付け		<p>・この条例は、本市の自治及び市政に関する基本的な原則を定めるもの… 市民及び市は、この条例を遵守し、この条例に定められた役割、責務等に従い自治を推進 ・市は、この条例以外の条例、規則等を制定、改廃する場合は、この条例の趣旨を尊重し、この条例に定める事項との整合を図ります。 ・市は、基本構想等の計画策定、政策の立案及び実施にあたっては、この条例の趣旨を尊重し、この条例に定める事項との整合を図ります。</p>	
	定義 ※市民	<p>安曇野市に直接かかわる人 地域社会を構成する構成員 市内に住み、または市内で働き、学び、もしくは活動する人 条文の内容によって対象が異なってくる 範囲に幅を持たせるべき 定住外国人を含む</p>	<p>【市民】 (1) 市内に居住する者 (2) 市内に通勤し、または通学する者 (3) 市内で事業活動、またはその他の活動する個人または団体</p> <p>【住民】 (1) 本市の区域内に住所を有する者</p>	<p>市総務部総務課文書法規担当との確認 木村先生のご指導のとおり、最高規範である自治基本条例で「市民」を定義すると、他の個々の条例の市民の定義にも反映することです。 ただし、他の個々の条例において、市民の定義を謳っている場合、「この条例においては…」としているため最高規範とする自治基本条例で市民の定義を規定してもその条例には反映しない。また、「市民」を定義づけしていないで「市民」が条文にある条例もあるが、この場合、自治基本条例の「市民の定義」にこの条例だけの定義である文言を入れることで、他の条例に反映しないとのこと。</p>

安曇野市自治基本条例制定市民会議 各委員の意見及び条例に盛り込む内容(案)

項目	意見 (会議及びアンケート)	市民会議としての方向性	備考
総則 定義 ※市の執行機関 ※市 ※地域コミュニティ(区) 「章」の表現 「区」の定義 「区民」の定義	「地域コミュニティ」は漠然としている。「区等」がいいのでは。解説が必要な表現は少ない 市民WSでは「区」とした。「区」としなければ加入も促進できない。区の中には小さな自治会が存在しているので「区など地域自治活動」はどうか。区マニュアルで区の定義づけがされている。コミュニティ=区と定義する。 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> アンケート結果(16人) 【地域コミュニティの表現でよいか】 ①よい 6人 ②わかりやすい表現を考えるべき 9人 ③どちらでもよい 0人 ※その他の表現 「区」2人、「区等」、「区等地域コミュニティ」2人、「区(地域コミュニティ)」、「地域コミュニティ(区)」、「地域コミュニティ=区」 </div>	【市の執行機関】 市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、公平委員会、農業委員会及び固定資産評価委員会をいいます。 【市】 市議会及び市の執行機関で構成する地方公共団体をいいます。 【「章」の表現】 区 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> アンケート結果(16人) 【区が基本的なコミュニティ単位であることを表現するか】 ①明記したほうが良い 15人 ②明記する必要はない 0人 ③どちらでもない 0人 ※その他 「地域コミュニティ」の表現による </div> 【区の定義】 ・区とは、安曇野市区長会が認める単位の自治組織であり、対象地域における市民相互の連携により共通課題を解決し、福祉向上及び安全で安心な地域社会を形成します。 【区民の定義】 ・区民とは、それぞれ区が定める規約に基づき、区へ加入する者をいいます。	木村先生から、 「地域コミュニティ」を和訳すると地域共同体。余計にわかりにくい。飯田市のように地域自治区という選択もあるが、市民ワークショップでは現状どおりとした。
※まちづくり	いろいろな技術や専門性を持った人材の掘り起こしと、その方々の「多様性を市の活力にかえる」ということを盛込んだらどうか。➡ どのように「まちづくり」の定義に入れ込むか。多様性を活用する社会	【まちづくり】 すべての市民が対等で、それぞれの持つ能力を活かし、相互の協力のもと、地域課題を解決し、暮らしやすい地域社会を実現することをいいます。	
※協働	「自立した主体同士」や「異なる主体同士」は表現がわかりづらい。なじみのある言葉で。	【協働】 市民と市、あるいは市民相互が、互いの自主性を尊重し、それぞれの役割を担いながら対等な立場で、協力し、共に行動することです。	市協働のまちづくり推進基本方針による定義 協働のまちづくりは、私たち一人ひとりが心豊かに暮らすため、環境や考え方が異なる主体同士が、目的や課題を共有し、それぞれの特性を活かし、主体的・自発的に、役割を担い合い、対等な立場で連携することです。
※参画		【参画】 市政に関する企画、立案、実施及び評価の各段階において、関わることをいいます。	
※自治		【自治】 自らの地域を自らの意志と責任において治めることをいいます。	
自治の基本原則		【自治の基本原則】 自治の基本原則は、次のとおりとします。 <input type="checkbox"/> 市民主体の原則 市民は、それぞれが主体であることを自覚し、それぞれの個性や能力を発揮し、まちづくりを進めます。 <input type="checkbox"/> 参画と協働の原則 市民及び市は、それぞれの役割と責任のもと、参画と協働によりまちづくりを進めます。 <input type="checkbox"/> 情報共有の原則 市民及び市は、自らが考え行動する自治の理念を実現するため、互いに情報を共有し、まちづくりを進めます。 <input type="checkbox"/> 人権尊重の原則 市民は、ともに個人として認め合い、互いの人権を尊重し、まちづくりを進めます。	

安曇野市自治基本条例制定市民会議 各委員の意見及び条例に盛り込む内容(案)

項目	意見 (会議及びアンケート)	市民会議としての方向性	備考
市民の役割	市政運営に参加する 健康でない方や障がいのある方も市政運営に参加する。 区加入について市民の責務に入れるパターン →	【市民の役割(責務)】 ・市民は、自治の主体として意識を高め、まちづくりに関心を持つとともに、市との協働によりまちづくりを推進し、暮らしやすい地域社会の実現に努めます。 ・市民は、まちづくり及び市政へ参画するにあたっては、自らの発言と行動に責任を持つよう努めます。 ・市民は、区へ加入するとともに、主体的に地域課題の解決やまちづくりに関わるよう努めます。	
市民の権利	市長、市議会議員を選ぶ権利 市政に対して直接意見を言う権利 各条例の制定、改廃へ関わる権利 市議会の解散権、市長の解任など → 地方自治法で保障されている	【市民の権利】 ・市民は、まちづくりの主体として、まちづくりに参画する権利を有します。 ・市民は、市政についての情報を知る権利を有します。 ・市民は、市政に参画する権利を有します。 ・市民は、法令等の定めるところにより、市の行政サービスを等しく受けることができます。	
市の執行機関の役割	市民が市政に参加しやすい工夫、配慮を盛り込む。(同意見あり) 専門のまちづくりスタッフの配置及び養成を。 市民参加の手続き、仕組みについて。 職員は市民とともにまちづくりを進める。 職員はまちづくり推進のコーディネーター役である。 子ども、外国人など参加しにくい人々に対しても参加できる仕組みを。 市長の責務で「選挙時の公約を総合計画に反映する」については慎重に考える 市長、職員、市の執行機関があれば足りるのか。それぞれの責務が重複する。 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content;"> アンケート結果(19人) 市の執行機関で市民が参加しやすい工夫・配慮を求めるか ①明記すべき 18人 ②明記しない 0人 ③どちらでもない 1人 </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin-left: 100px;"> アンケート結果(19人) 市の執行機関の役割をどこに盛り込むか ①「市の執行機関の役割」の項目を設け、 その中で 12人 ②「市政運営」の項目の中で 6人 ③どこでもよい 1人 </div> (市民が参加しやすい工夫・配慮を求めるか) いろいろな方法がどんな形で参加できるのか明記するとわかりやすい 障がい者、外国人等にも配慮してほしい	【市長の役割と責務】 ・市長は、市民の信託を受け、本市の代表者として、この条例の理念を実現するため、公正かつ誠実に市政を運営し、本市の自治を推進します。 ・市長は、自治の基本原則に基づき、必要な財源の確保に努めるとともに、市の計画及び政策の策定、実施、評価を行います。 【職員の責務】 ・職員は、全体の奉仕者として、市民との信頼関係のもと、公正かつ誠実に職務を遂行に努めます。 ・職員は、多様化する地域課題及び高度化する行政需要に的確に対応するため、職務の遂行に必要な知識と能力の向上に努めます。 【市の執行機関の責務】 ・市の執行機関は、その権限と責任において、公正かつ誠実に職務の執行に努めます。 ・市の執行機関は、市民との協働によるまちづくりの推進に努めます。	市民、市の執行機関及び市議会の役割についてはバランスを取る。(役割のボリュームは等しく)
議会の役割と責務	議会の役割と責務 ※議会基本条例との関係 議会基本条例の内容を盛り込むのは前文の中でよい (「市議会の役割と責務」はどの程度の内容を盛り込むか) 議会基本条例はほとんど知らないという現実から、これを見ればわかるものにすべき。 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content;"> アンケート結果(19人) 「市議会の役割と責務」はどの程度の内容を盛り込むか ①議会基本条例と重複しないよう、基本的な事項だけにする 16人 ②議会基本条例と重複しても、ある程度踏み込んだ内容にする 3人 ③どちらでもよい 0人 </div>	【議会の役割と責務】 ・市議会は、地方自治法で定めるところにより、市民の直接選挙で選ばれた代表者である議員によって構成される意思決定機関であるとともに、市政運営を監視及びけん制を行うものとする。 ・市議会は、市議会が持つ情報を積極的に公表し、市民及び市との情報共有に努めるなど、開かれた議会運営に努めます。 【議員の責務】 ・市議会議員は、市民の代表として、市民の信託に応え、議会機能を発揮させるよう誠実かつ公正に職務を遂行します。	

安曇野市自治基本条例制定市民会議 各委員の意見及び条例に盛り込む内容(案)

項目	意見 (会議及びアンケート)	市民会議としての方向性	備考
<p>区</p> <p>「区」への加入の表現 ※加入は強制</p> <p>※加入は努力義務</p> <p>「区」と市の関係</p> <div data-bbox="189 730 566 890" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>アンケート結果(16人) 【市と区の関係について一文を設けるか】 ①何らかの文言が必要 15人 ②特に必要はない 0人</p> </div>	<p>「区」は法的な組織でないため、強制加入は謳えない。 区未加入者も地域活動に参加している。未加入者をどう加入してもらうか。緩やかな表現で。 区加入のメリットを出すべきで、条例ではそのメリットを表現できれば、区加入は強い言葉で記載すべき。 区は市政運営の核であることから市民は当然区に加入すべき 区加入促進を進めてきている過程の中で、「加入すべき」とすべき 区長が区加入を進める上でのバックボーンがない。強く表現すべき。 市民からの意見が適正である。強制して加入してもらい、かえって複雑化することもある。加入は区の問題である。 加入は個人の意思によるもの。強制ではなく加入が促進できる文言が必要である。 加入のネックとなるものは負担金などである。条例に強制ではなく加入促進の文言を入れるべきであるが、加入のための手立てを考えるべきである。 区長を通じないと提案ができないのはおかしい。市民、議会、行政が協働で組み立てられる条例であるべき。 市民からの意見に賛成であるが、市が市民に対してもっと地域の中での市民の役割や支え合う必要性について明確にして取り組むべきである。</p>	<p>【区への加入の表現】</p> <ul style="list-style-type: none"> 住民は、区へ加入するとともに、主体的に地域課題の解決やまちづくりに関わるよう努めます。 <div data-bbox="1703 317 2297 407" style="border: 1px solid blue; padding: 5px;"> <p>・さらに、適切な文言を研究研究 ・「市民の役割」または「まちづくり」として盛り込むかも研究</p> </div> <p>【区と市の関係】</p> <ul style="list-style-type: none"> 区は市との対等なパートナーとして… 市は、区の役割を尊重するとともに、その活動が促進され、地域力が向上するよう、必要に応じて支援を行います。 <div data-bbox="1510 680 1923 898" style="border: 1px solid blue; padding: 5px;"> <p>アンケート結果 【市と区の関係について規定を設ける場合の内容】 ・対等のパートナー 2人 ・対等の立場で市政を運営する ※その他意見 ・協働で課題解決を図る</p> </div> <div data-bbox="1932 638 2318 905" style="border: 1px solid blue; padding: 5px;"> <p>アンケート結果(16人) 【罰則なしで区への加入についてどのように表現するか】 ①加入を義務付ける表現が必要 7人 ②義務付ける表現は必要ない 8人 ③加入について触れる必要はない 人 ④どちらでもよい 人 ※その他 原則として加入する</p> </div>	<p>アンケート結果(16人) 【区を明記する場合、盛り込む内容は】 ①地域づくりの担い手 11人 ②市民が安全、安全に生活できる地域を創る役割を担う 14人 ③心豊かに暮らすことができる地域を創る役割を担う 11人 ④市民相互の連携を図りながら、地域課題の解決に向けて役割を果たす 11人 ⑤市は各区がその機能を十分に果たせるよう適切な支援、措置を講ずるものとする 10人 ※その他 区に加入するメリットを前面に出す</p>
<p>※全体</p> <p>※法令遵守</p> <p>※附属機関</p> <p>※基本構想等、市民参加</p> <p>※健全な財政運営</p> <p>※市民からの意見等に対する応答責任</p> <p>※行政評価</p> <p>※行政手続</p> <p>※市民への説明責任</p> <p>※情報公開、情報共有</p> <p>※個人情報の保護</p> <p>※多文化共生</p> <p>※まちづくり推進会議</p> <p>※市政への参画</p>	<p>個別計画にはそれぞれ目的が明確に明記されている。したがってそれらをそのまま盛り込めばよい。</p> <div data-bbox="813 953 1397 1514" style="border: 1px solid blue; padding: 5px;"> <p>アンケート結果(16人) 【市政運営で盛り込むべき内容は】 ①法令遵守 12人 ②附属機関 11人 ③総合計画への市民参加 13人 ④健全な財政運営 10人 ⑤市長と市民の対話 9人 ⑥職員の能力向上 10人 ⑦情報公開、情報共有 14人 ⑧個人情報の保護 9人 ⑨市民への説明責任 11人 ⑩市民からの意見、要望、問い合わせへの応答責任 8人 ⑪行政評価の実施と結果の公表 10人 ⑫処分、指導、届出等の手続に関しわかりやすい説明に努め、手続を適正に行う 3人 ※その他意見 市に個々の条例があるものは表記する必要はないと思う。条例がないものだけ入れる。</p> </div> <p>審議会などの非公開の理由が納得できない。議会に提出する時にはすでに決定している。</p> <p>国際化の進展から在住外国人も多く住んでいる。本市は「多文化共生プラン」もなく、他市に比べ遅れをとっている。子どもの現在6人に一人が貧困状態である。教育を受けられなければ引きこもり、非行、犯罪へ走ることも危惧されている。ボランティアにも限界がある。「多文化共生を推進する」内容を入れるべき。</p> <p>地域課題解決の場をどこかに明記する必要がある。まちづくり推進会議はいずれ作らなくてはならない。条例の中に盛り込むべきである。</p>	<p>【法令遵守】</p> <ul style="list-style-type: none"> 市は、まちづくりの公正性及び透明性を確保するため法令を誠実に遵守し… <p>【附属機関等】</p> <ul style="list-style-type: none"> 付属機関の委員の選出にあたっては、市民の幅広い意見及び専門的観点からの意見の市政への反映並びに公正の確保を図るものとします。 <p>【基本構想等、市民参加】 ※市の方針としては今後検討する</p> <ul style="list-style-type: none"> 市は、総合的、計画的な市政運営を行うため、市議会の議決を経て基本構想を定めるとともに、基本構想の実現を図るため、基本計画を策定する。 基本構想及び基本計画に基づき策定する個別計画は、基本構想及び基本計画との整合及び連動が図られるようにしなければならない。 市は、基本構想、基本計画その他個別計画を策定するにあたっては、市民参画の機会を保障します。 <p>【健全な財政運営】</p> <ul style="list-style-type: none"> 市は、財政状況を的確に把握し… 最小の経費で最大の効果をあげるよう… 持続可能な財政運営を行う… 財政の健全性を確保する 市は、財政運営の状況を市民のわかりやすく公表するよう努める <p>【市民からの意見、要望、苦情等への対応のための機関】</p> <ul style="list-style-type: none"> 市は、市民から意見、要望、苦情等があったときは、迅速かつ誠実に応答しなければならない。 <p>【行政評価】</p> <ul style="list-style-type: none"> 市は、行政運営の透明性及び信頼性の向上、総合計画の適正な進行管理並びに行政資源の効果的な活用を図るとともに、職員の意識改革を目的に行政評価を行います。 市は、行政評価の結果について市民に分かりやすく公表します。 <p>【行政手続】</p> <ul style="list-style-type: none"> 市の執行機関は、市政運営における公正の確保と透明性の向上を図るため… 市民の権利及び利益の保護を図るため… 処分、行政指導及び届出に関する手続に関し明らかにし… 	<p>※「安曇野市附属機関等の設置及び運営に関する指針」参照</p> <p>※「安曇野市行政評価実施要綱」参照</p> <p>※「安曇野市行政手続条例」参照</p>

安曇野市自治基本条例制定市民会議 各委員の意見及び条例に盛り込む内容(案)

項目	意見 (会議及びアンケート)	市民会議としての方向性	備考
<p>市政運営</p>	<div data-bbox="379 216 1216 594" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>アンケート結果(16人) 【条例に盛り込む内容についてどのように考えますか】</p> <p>①自然環境の保護に関する内容 9人 ②危機管理、防災を念頭に置いたまちづくりに関する内容 10人 ③市民からの意見公募、パブリックコメント等に関する内容 13人 ④他の自治体との連携に関する内容 3人 ※その他の意見</p> <ul style="list-style-type: none"> ・多文化共生をぜひ入れていただきたい。外国籍児童生徒や在住外国人が地域で生活していくために必要不可欠な「日本語支援」について実際のボランティア活動と市の支援(⇒理解)にズレがあり効果的な体制が整わない ・次代を担う子どもたちの健全な育成、安全を守る ・市民憲章も上記の内容に基づいて作成されていると思いますが、身近に感じていただくためにもその一文を入れていただきたいです </div> <div data-bbox="528 657 1335 930" style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>アンケート結果(16人) 【条例全体に関する意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・他市との協力関係(病院(医療)、防災、教育等) ・市民一人ひとりが「まちづくり」に参画する道筋を示すものとして期待している ・条例の文言と市職員の方の認識が揃ってくるようにしていただきたい ・条例が真に市民に理解され、市民が主体的に自治活動に参加できるようにしていく。これを如何に実践していくかが大きな課題と思います。日々の生活に追われ、高齢になり、地域の活性化に難しい一面が多々あるので </div> <p>※自然環境の保全</p> <p>※危機管理</p> <p>※説明責任</p> <p>※子どもの健全育成</p> <p>※パブリックコメント</p> <div data-bbox="632 1224 1418 1455" style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>アンケート結果(16人) 【市政への市民参加に関し、何を盛り込むか】</p> <p>①市民はすべて平等にまちづくりに参加する権利を持つ 14人 ②青少年及び子どもも、それぞれ年齢に相応しいかたちで参加する権利を持つ 11人 ③市は市民ができるだけ参加しやすい方策を講ずる 13人 ④まちづくり推進会議を位置づける 6人 ⑤まちづくり推進会議には触れない 3人</p> </div> <div data-bbox="905 1465 1380 1728" style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>アンケート結果(16人) 【市民参加の推進に関する「章」を設けるか】</p> <p>①独立した章を設ける 5人 ②「市政運営」に関する章に含める 10人 ③どこでもよい 1人 ※その他意見</p> <p>協働の推進には市民参加が重要である</p> </div> <p>地域の住人に関わる重要な案件が新聞報道で知った。事前に話し合いをすべきである。</p>	<p>【市民への説明責任】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市の執行機関は、市政運営の透明性を高めるため、市政について、市民に分かりやすく説明する責任を果たします。 <p>【情報公開、情報共有】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市の執行機関は、市民の市政に対する理解と信頼を深め、市民の市政への参加を促進するため… ・市の執行機関は、市の保有する情報が市民の共有財産である… ・すべての市民の知る権利の実効的保障… ・市民の求めに応じ、情報を適正に公開… <p>【個人情報の保護】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市の執行機関は、個人の権利及び利益を保護するため… ・基本的人権の擁護及び公正で開かれた市政の確立に資するため… ・市の執行機関は、市民の基本的人権を守るため… <p>【多文化共生】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的な違いを認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員として共に生きていく… ・市民相互が、差別することなく国籍や民族、文化、言葉などの「ちがいを認め合い、支えあう関係を持って暮らせる社会… <p>【自然環境の保全】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市民及び市は、本市の豊かな自然環境を保全し、次の世代へより良いものとして引き継いでいかなければならない。 <p>【危機管理】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市は、自然災害、重大な事故及び事件、感染症の拡大その他非常時に備え、市民の身体、生命及び財産の安全性の確保及び向上に努めるとともに、総合的な危機管理体制を強化するため、市民、関係機関との協力、連携を図らなければならない。 ・市民は、市民相互の支え合いを大切に、相互支援を図らなければならない。 <p>【説明責任】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市は、政策決定の理由を説明する責任を有するとともに、計画の策定及び事業の実施に当たって掲げた目標について、達成の有無及び達成状況等の結果を市民に分かりやすく説明しなければならない。 <p>【子どもの健全育成】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市は、次代を担う青少年の健全育成のため、青少年の健全な育成のための社会環境の整備に努めなければならない。 <p>【パブリックコメント】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市長は、市の政策形成過程における公正の確保及び透明性の向上を図り、市民と行政の協働のまちづくりの実現、及び開かれた市政を推進するため、市の重要な条例及び計画の策定等に当たり、市民に事前に案を公表し、市民の意見を聴取するとともに、これに対する市長の考え方の公表に努めるものとする。 	<p>※「安曇野市情報公開条例」参照</p> <p>※「安曇野市個人情報保護条例」参照</p>

安曇野市自治基本条例制定市民会議 各委員の意見及び条例に盛り込む内容(案)

項目	意見 (会議及びアンケート)	市民会議としての方向性	備考
市政運営	※まちづくり推進会議 ※市政への参画		【まちづくり推進会議】 ・市長は、多様化する地域課題の解決を図り、市民一人ひとりが心豊かに幸せに暮らせる社会を形成するため、「まちづくり推進会議」を設置することができる。 【市政への参画】 ・市民一人ひとりの市政への関心を高める… ・市政について、説明する機会や学びの場及び情報を提供する… ・市民が参画しやすく、また参画したいと思う機会を創出し、市政への反映を目指す
住民投票	住民投票 名称は「住民投票」とする。 逐次型がよい。(多数)	アンケート結果(16人) 【住民投票:住民からの発議についてどう考えますか】 ①条例制定に関する地方自治法の規定どおりでよい(現行のまま) 10人 ②現行のままでもよいが、以下のような考慮すべき点がある 3人 ・住民投票は必要な時にできることが大切ですが、慎重であるべきものと考えます。 ・住民投票とすべき、投票率50%以上必要 ・50分の1の連署よりもハードルを下げたらどうか ③条件を満たせば、儀騎亜の議決なしで投票を実施(常設型) 1人 ④常設型でもよいが、以下のような考慮すべき点がある 1人 ・議会が機能していることを前提に条例に入れる ⑤どちらでもよい 0人	・市は、市政の特に重要な事項について、直接住民の意思を確認する必要があるときは、市議会議決を経て住民投票を実施することができる。 ・本市の市議会議員及び市長の選挙権を有する者は、地方自治法(昭和22年法律67号)に規定する直接請求に準じ、その代表者から市長に対して住民投票の実施を請求することができる。 ・市は、住民投票の結果を尊重するものとする。 ・住民投票の実施に関し必要な事項は、その都度条例で定めるものとする。
条例の見直し	条例の見直し その都度見直しができるようにすべきである。	アンケート結果(16人) 【条例の見直し条項についてどのように考えますか】 ①見直しは必要である(年ごとに見直し) 4人 ・4年(3人) ・必要に応じて(1人) ②見直し条項は必要である(制定直後は 年後、その後は 年ごと) 7人 ・直後は3年後、その後は5年(3人) ・直後は3年後、その後4年(1人) ・直後は3年後、その後は状況に応じて(1人) ③見直しは必要である(制定直後は 年後、その後の扱いは議会の審議に委ねる) 4人 ・直後は5年(2人) ・直後は4年(1人) ・直後は3年(1人) ④見直し条項は必要ない 0人 ⑤どちらでもよい 0人 ※その他の意見 ・情勢の変化の激しい昨今、制定後の変化に対応できるよう年度は設けても必要に応じて見直しができるようにしておいた方がよいと思います。 ・「必要に応じて見直しすることができる」というような事項もあったほうがよい。	【条例の見直し】 ・市長は、この条例の施行の日から3年を超えない期間の中で、各条項がこの条例の理念を踏まえ、本市にふさわしく、社会情勢に適合したものかどうかを検討するものとする。 ・市長は、前項に規定する検討の結果を踏まえ、この条例の見直しが適当であると判断したときは、必要な措置を講じるものとする。 ・市長は、前項に規定する検討または前項に規定する措置を講じた以降は、5年間を超えない期間で前項及び前項に規定する事項について行うものとする。
市民憲章	市民憲章 安曇野市民憲章 安曇野市は、北アルプスの麓(ふもと)に広がり、美しい自然豊かな歴史・文化に恵まれたまちです。 わたしたちは、ここに生きる幸せと誇りをもって、お互いに尊重し合い、より住みよいまちをつくるために、この憲章を定めます。	一 自然を愛し、水と緑豊かなまちをつくります 一 学ぶ心を育て、文化のかおるまちをつくります 一 思いやりを大切に、健康であたたかいまちをつくります 一 働くことを喜び、活力のあるまちをつくります 一 支えあいの輪を広げ、安全で安心なまちをつくります	